



Title	1930～40年代作製の南京市戸地図について
Author(s)	大坪, 慶之
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2015, 6, p. 134-144
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60293
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

資料紹介

1930～40年代作製の南京市戸地図について

大坪 慶之

はじめに

2012年8～9月に台湾の国史館にて、民国期作製の南京市の市区を対象とする「分段地籍図」と名付けられた戸地図の調査を行った。この地図は、前回の科研プロジェクトで存在を確認していたが、同時に発見した南京市郊外に位置する江心洲の地籍図に関する研究を優先するため、後日を期していたものである¹。また類似した戸地図が、同じく国史館に所蔵される南京国民政府期の南京市を対象とする土地登記文書中にも綴じこまれている。これについては、本科研が始まった2011年度から、同文書を調査する中で閲覧してきた²。

戸地図からは、土地一筆単位の詳細な情報が収集できる一方で、そこに記載された膨大なデータをどのように扱うかという問題が存在する。また、1930年代の市区を描いた地籍索引図の『南京市地籍図』との関係を考える必要もある³。そこで本稿では、国史館にて閲覧した戸地図について紹介するとともに、調査の際に得られた知見を整理し、初歩的な考察を加えることにしたい。

1. 戸地図の作製と南京市の地政

(1) 民国期南京における土地登記

辛亥革命後の1914（民国三）年、南京では最初の土地登記が行われる（第一次登記）。ここでは北京政府が、「契稅条例」と「驗契条例」を制定し、それに基づき民間にある売買契約・質入契約の証書を集め、新たに江蘇省新契紙が出された。そして、江蘇省新契紙とその作成以前から存在した証書の双方をもって、所有権を持つ証明とした。

1927（民国十六）年に南京国民政府が成立すると、第一次登記を踏襲して「驗契条例」が定められ、それに基づき新たな土地登記がなされる（第二次登記）。そして南京特別市は、市内の土地行政を担う機関として、同年7月に土地局を設置する。土地局は、10月に一旦廃され財政局内に土地課が開設されるが、1928年4月に復活する。その土地局のもとで、地籍測量が行われる。そして1932年4月、土地局を再び廃して財政局第三科を設置、1934年6月には財政局内に土地登記処を併設する。

¹ 前回の科研プロジェクトである平成17～20年度科学研究費補助金 基盤研究A「1930年代広東省土地調査冊の整理・分析と活用」（代表：片山剛 大阪大学教授）の成果については、『近代東アジア土地調査事業研究 ニュースレター』1～4号を参照。

² これまでに2012年2～3月、同年8～9月、2013年12月、2014年8～9月、同年12月の計五回にわたり調査している。

³ 『南京市地籍図』は、南京市房産档案館および台湾内政部地政司に所蔵されている（南京市房産档案館では『南京市旧地籍図』と題して保存されている）。この地籍図について、2008年に南京市房産档案館、2014年に台湾で閲覧する機会を得た。詳しくは、大坪2009および山本一「南京関係地理空間情報の紹介と利用の可能性」（本ニュースレター所収）参照。

1934～36（民国二十三～二十五）年、国民政府下の南京市政府は第三次登記（「総登記」、「強迫登記」とも呼ばれる）を実施する。1935年3月、財政局第三科と土地登記処が合併して財政局土地処が成立、同年7月には土地局が復活し、周湘が局長に就任する⁴。そして1936年7月、「城区及下関・浦口之土地登記」が完成する。そして地政局（1935年度末に「各省市地政施行政程序」第三条の規定により、土地局から改称）に登記案を「査勘」、つまり実地調査をさせ、その仕事が完了したのちに、登記済みの八区分の地籍図と地籍冊が編訂された。地番の総数は32000余段、地図は分幅総図9枚、分幅地籍図347枚、合計356幅であった。この356幅の地図が、前述した『南京市地籍図』である⁵。さらに地籍図に基づき、地籍冊も50数冊が編造されたという⁶。なお郷区については、登記と測量が終わるのを待って、別途に地籍図冊が編成される計画であった⁷。

この第三次登記では、次のような方法が取られる。まず、本登記以前の契約書および第一次・二次登記で作成された証書を持つ業主（所有権人）が、登記申請を行う。次に、申請が審査で認められると、それを登記簿に記載する。三番目に、「土地所有権状」と「分段図」（「登記図」とも言う）と呼ばれる戸地図（後述参照）を発給する。そして未登記の土地は、土地局名義で仮登記されることになる⁸。

日中戦争終結後の1946（民国三十五）年、南京市政府は土地登記を再開する（第四次登記）。ここでは戦前の第三次登記が継続されると同時に、戦中に汪兆銘政権下の南京市政府が作った証書（「査驗土地権利図状登記証」）は無効とされた⁹。またこの頃、新しい書式の分段図も作製されている。そのうち、業主に発給したものは別に地政機関側が保管していた地図の束が、2012年に調査した国史館所蔵の「分段地籍図」である。

（2）登記の手順と戸地図

ここでは、第三次の総登記において申請された案件が、地政機関内でどのように処理されたかを詳しくみていく。これについては、南京市政府が登記の手順を示した「南京市土地局登記程序図」を出している¹⁰。また同時期に、地政機関内の各部署の役割を規定した「南

⁴ この年、馬超俊も再び南京市長に就任している。そして馬超俊と周湘の二人は、第三次登記の成果として作られた『南京市地籍図』に序文を寄せている。両者の序文の内容については、大坪 2009、pp.143-144 も併せて参照。

⁵ この地籍図は直接測量して製図したものではなく、「分戸図」、つまり戸地図をもとに作製されたものである [大坪 2009、p.145]。

⁶ 地籍冊は未見であるが、『南京市房産档案館指南』に出てくることから、同館に現存することが確認できる [南京市房産档案館 2005、p.48 / 大坪 2009、p.139]。

⁷ 『南京市地籍図』「馬序」（市長）および「周序」（地政局長）。二つの序文の内容については、大坪 2009、pp.143-144 も併せて参照されたい。なお、ここでの郊区には江心洲も含まれていたと思われる。江心洲の地籍図については、大坪等 2007、pp.125-134 参照。この他、国史館には郊区の地籍図を製図する過程で作られた青焼きも収蔵されている [山本 2014]。

⁸ 国史館に所蔵される土地登記文書のなかには、業主名が土地局名義になっているものが大量にあり、特に旗地に関するものが多い。

⁹ 国史館の土地登記文書には、無効となった汪兆銘政権下の南京市政府の手による証書や分段図などが入った封筒が、第三次もしくは第四次登記までの書類を綴じた冊子と一緒に、地段ごとにまとめて整理されている。

¹⁰ 「南京市土地局登記程序図」南京市政府秘所処（編）『南京市土地行政概況』南京市政府秘所処、1935

京市土地局辦事細則」も定められている¹¹。これらをもとに、土地所有権登記の手順をまとめると次のようになる。

◆登記の手順（土地局内の流れ）

1. 業主が登記を願い出るには、まず土地局第一科登記股に行き、「声請書」に記入し、契拠や証明文書を提出する。
2. 登記股は、声請書および契拠等を受け取った後、直ちに第三科測量股に通知し、現地に査勘員を派遣して実地にて測量調査をする。
3. 測量股は実地調査の後、「実測分戸図」（「底図」＝基本図）を第三科絵図股に送る。
4. 絵図股は、審査用図（「藍晒図」＝青焼き）を作製（「模絵」）した後、それを第一科登記股に送る。
5. 登記股は、審査用図を受け取り、声請書および契拠類と一緒に、第二科審核股に送る。
6. 審核股は、審査して疑義が生じれば、第二科調査股に送って調査してもらう。
7. 調査股は、実況を調査して報告書を作製し、それを審核股に送る。
8. 審核股は、審査・決定のうえ「契拠審査報告書」および「公告稿」を作成し、それを局長に提出して批准の後、第一科登記股に送って公告してもらう。
9. 登記股は、審査・批准を終えて公告する案件を受け取れば直ちに公告を実施し、期限内に異議を唱える者がなければ、書状（＝所有権状¹²）の空欄に書き込み、あわせて第三科絵図股に通知して正式な登記図（分段図。細則では「管業図」）を作製してもらう。
10. 絵図股は、正式な登記図（分段図。細則では「管業図」）を作製し終わったら、それを第一科登記股に送る。
11. 登記股は、作成した書状（＝所有権状）と登記図（「管業図」）を地方法院に送り、押印してもらう。
12. 地方法院は押印の後、書状（＝所有権状）と登記図（「管業図」）を土地局に送り返す。
13. 登記股は一切の手続きが終わった後、第一科地畝股に費用の徴収を通知する。
14. 業主は、納めた費用の税単（手順 13 の納付書である「土地登記繳費通知」）を持って土地局第一科登記股へ行き、図状（＝登記図と所有権状）を受け取る。

登記手順から、その過程で主に二種類の地図が作られることが分かる¹³。一つ目は《手順 4》における「審査用図」で、土地登記文書中の「地産登記審査用図」がこれにあたる。

年、p.15。図の写真が、田口 2008、p.22 に載せられているので、そちらも参照されたい。また、徐洪奎『南京市土地登記報告』1936 年（蕭錚（主編）『民国二十年代中国大陆土地問題資料』成文出版社・（美国）中文資料中心、pp.58704-58706）にも同じ図が掲載されている。

¹¹ 「南京市土地局辦事細則」〔民国〕二十四年十一月三十日核准備案〔『南京市政府公報』159 期、1935 年、pp.57-67〕。

¹² 「書状」は、土地法では所有権状と他項権利証明書を指しているが〔鮑 1960、p.145〕、ここでは所有権登記の説明なので、所有権状を指す。

¹³ この他、境界争いが存在する場合は「争執形勢図」が作られる〔前掲「南京市土地局辦事細則」第 31 条 7〕。

二つ目は《手順 10》の「登記図」で、登記申請を認められた業主に渡される「分段図」と名付けられた戸地図がこれに該当する。そして《手順 14》にもある通り、「分段図」は、所有権状と一緒に発給されていることから、両者は個別に機能するのではなく、一体のものとして扱われていたと考えられる¹⁴。

2. 1930 年代作製の戸地図

国史館が所蔵する南京市市区の一筆ごとの土地を対象とした戸地図は、作製年代をもとに大きく二つに分けられる。一つは、土地登記文書に綴じこまれた 1930 年代作製の「分段図」と「審査用図」である。もう一つは戦後の 1940 年代後半に製図された測量図の青焼きで、それだけで束にして収蔵されている。これらは「江心洲地籍公佈図」や「他項権利存根¹⁵」などとともに、『前南京市政府運台地籍及文件移交清冊』（旧目録番号 321）中の一資料として整理・保存されてきたもので、現在は新しい档案番号が付され電子検索が可能である。そして旧目録名称から、これら三種の地図は、国民政府の台湾移転に伴い南京市地政局から運び出されたものである。本章では、このうち 1930 年代作製の「分段図」と「地産登記審査用図」について、見ていくことにしたい¹⁶。

(1) 「分段図」の形状と書式

1930 年代の第三次登記において所有権状とセットで発給された戸地図は、「分段図」と銘打たれている。その外寸（紙の大きさ）はまちまちだが、おおよそで 54cm×39cm、内寸（図が描かれる枠の大きさ）は 43.4cm×31.6cm であり、縦長で製図されている（図 1）。薄手の白い紙に印刷された地図と青焼きの同じものが存在するが、印鑑のある白い紙が正本、印鑑のない青焼きが地政機関の製図の部署に保管される副本と推察される。枠の四隅には、「京土地局」と一文字ずつ書かれ、枠内の上部中央には横

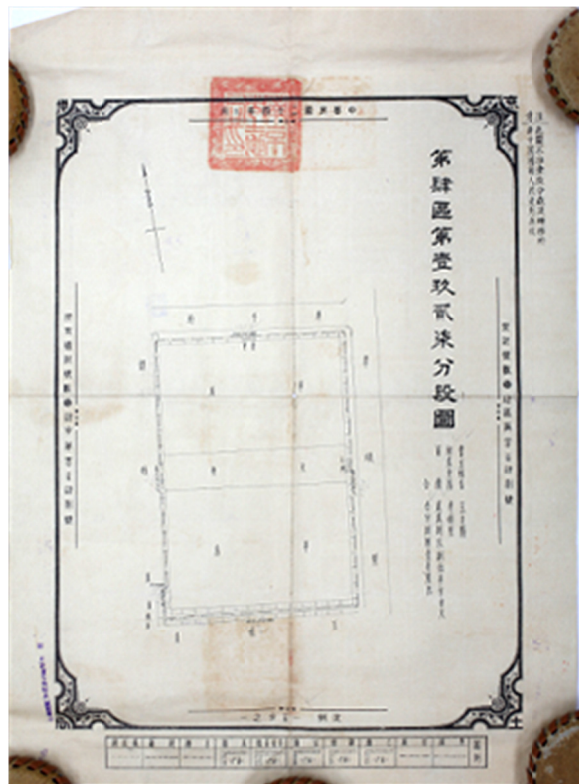


図 1. 分段図

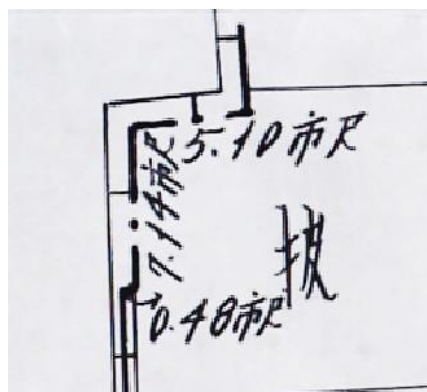
¹⁴ 所有権状の多くは、「種類及面積」と「四至」の欄に「詳図」と押印されていることも、その傍証となる。詳しくは、拙稿「民国期南京における土地の境界をめぐる紛糾と諸権利」（本ニューズレター所収）を参照。

¹⁵ 「他項権利存根」については田口 2008／田口 2009 を参照。

¹⁶ 実験した戸地図には、他に先述の「争執形勢図」や第三次登記より前につくられた「地産図」、旗地を対象とした「承領旗地図」、日本軍占領期の 1940 年代前半の「分段図」などがあり、いずれも土地登記文書の中に含まれている。

書きで右から「中華民國〇〇年〇月」とある。下部中央には、同じく横書きで右から「比例：〇〇分之一」とあり、縮尺が入る。右端には縦書きで「登記号数〇区第〇号」とある¹⁷。その隣には大きめの文字で、「第肆区第〇〇〇分段図」とタイトルが付され、その下に小さな文字で当該地の情報が載せられる。その内容は四種類で、右から「業主姓名／地産坐落／面積（単位は平方市尺¹⁸）／合（基本的に平方市尺の 1/6000 で、畝数に換算した面積）」となっている。左端には、縦書きで「所有権状号数〇字第〇号」とあり、セットとなる所有権状の番号が分かるようになっている。そして枠内中央に、土地の形状・境界だけでなく、そこにある建物の形状も正確に測量した図が描かれ、長さや建物の種類などが細かく記される¹⁹。この他、下の枠外に凡例が載せられている（図2）。

凡例には、主に測量結果を描く際の境界について書かれている。それによると、境界の区分には竹籬・塙（壁）・木柵・樹籬・鐵絲網がある。特に壁については、二重線の間に区切りの線を一定間隔で引き、門の部分には斜め線二本を入れて×印を付している。また一枚の壁か二枚か、一枚の壁に何かを貼り付けたものかも明示する。その上で、一点鎖線を用いた境界線で、壁が自分のものか隣戸のものか、さらには共有かまで区別される²⁰。そして地産坐落は、正門が面する道が基準となっている。そのため、隣戸であっても、坐落が異なる事例が散見される。



塙 公	塙 鄰	塙 己	籬 竹	線 界	圖 例
					圖 例
(戸本)	(戸本)	(戸本)			

網 絲 鐵	籬 樹	柵 木	塙 貼	塙 各 有 各
			(戸本)	(戸本)

図2. 分段図の凡例と境界の描き方

¹⁷ 登記号数は、分幅地籍図内の両カッコ付きアラビア数字と対応し、所有権状号数と一致する〔南京市房産檔案館 2005、p.14〕。

¹⁸ 1公尺（メートル）＝3市尺であるので、1平方メートル＝9平方市尺となる。

¹⁹ 長さは、「市尺」や「公尺」で記入される。建物の種類については、第4章で詳述する。

²⁰ 図2右上の写真にあるように、実際には壁の幅まで計測されていた。これについては、拙稿「民国期南京における土地の境界をめぐる紛糾と諸権利」（本ニューズレター所収）も併せて参照。

(2)「審査用図」の特徴

「分段図」を作製する前段階の審査時に作製された「審査用図」は、外寸（紙の大きさ）がおおよそで 50cm×36cm、内寸（図が描かれる枠の大きさ）が 46.2cm×31.8cm である。登記文書中にあるのは、ほとんどが青焼きの地図で、縦長で製図されている（図 3）。地図の右上には、大きめの文字で「○○○地産登記審査用図」とタイトルが付され（○○○は業主名）、その下に「分段図」と同様に、「区段／坐落／面積（単位は平方市尺）／合（畝数換算の面積）／地類／比例尺」などの情報が記入される。また下には、「査勘組長／技士／考工員／査勘員／通知号数／製図年月」を書き込む欄がある。なお、左下に罫線で囲まれた 4 行×2 列の欄を作り、上から「申請案由／所有権登記」「通知号数／第○○○○号」「製図年月／民国○○年○月○日」「頒発機関／南京市土地局」となっている様式もある。凡例は存在しないが、製図にあたっては、「分段図」と同じ書式が採用されている。ただし「審査用図」は、審査のために作られるため、その過程で隣戸の姓が墨で書きこまれたり、境界線の位置をはじめ、一部が修正されていたりする。



図 3. 審査用図

3. 1946～49 年作製の「分段地籍図」

(1) 分段地籍図の所蔵状況

国史館に収蔵される「分段地籍図」は、1930 年代の「分段図」や「審査用図」と同じく、土地の形状に加え各地番にある建物の配置や大きさをも克明に記した測量図である。今回の調査では、分量からみて全てのデータ収集は難しいと判断し、南京中華門から入ってすぐの北西側に位置する登記区第四区を抽出し閲覧した²¹。「分段地籍図」の所蔵状況は、同館の目録によると次頁表の通りである。第四区については、全 23 巻にまとめられており、1 巻あたり 100 枚強の地図が含まれていた。したがって、目録に 164 巻分の記載があるので、国史館に所蔵される「分段地籍図」は 16400～17000 幅程度と推察される²²。今回の調

²¹ 2012 年 8～9 月の台湾調査から帰国後、幸運にも第四区は 1930 年代の古民家が、かなりの程度残っていることが分かり、2012 年 12 月の南京調査で現地を見学することができた。当該地区の民国期建築群の現存状況については、荒武達朗「1930 年代南京の都市不動産登記文書と現在の秦淮区磨盤街社区」（本ニューズレター所収）参照。

²² 南京市房産档案馆には、「分段図」と名付けられた 1930 年代以降に作られた、1949 年以前の戸地図が

査で閲覧した図の作製年代は、1946～49（民国三十五～三十八）年であった。そして戦後の第四次登記では、第三次登記から一部変更を加えつつも、基本的には同様の手続きを取っていた。以上の二点から、「分段地籍図」は第四次登記の実施過程において製図されたもので、そのうち第三次登記の登記手順における《手順 10》に相当する手続きで作られたと推察される。

表. 国史館における「分段地籍図」の所蔵状況

旧目録番号 321：『前南京市政府運台地籍及文件移交清冊』

名称	入蔵登録号	旧目録番号	巻数
『第一区分段地籍図』	055000012199A~12222A	321-1129	24
『第二区分段地籍図』	055000012223A~12237A	321-1130	15
『第三区分段地籍図』	055000012238A~12256A	321-1131	19
『第四区分段地籍図』	055000012257A~12279A	321-1132	23
『第五区分段地籍図』	055000012280A~12308A	321-1133	29
『第六区分段地籍図』	055000012309A~12352A	321-1134	44
『第七区分段地籍図』	055000012353A~12357A	321-1135	5
『第八区分段地籍図』	055000012358A~12362A	321-1136	5

※備考：四区は、一巻あたり 100 枚強の戸地図が含まれる

(2) 分段地籍図の形状と書式

「分段地籍図」は、外寸（紙の大きさ）がおおよそで 34cm×39cm、内寸（図が描かれる枠の大きさ）が 30.0cm×34.5cm。青焼きで、ほぼ全てが紙を横長で製図している（図 4）。上部中央に横書きで右から「中華民國〇〇年〇月」とある。そして四隅に「京地政局」と一文字ずつある。下部中央に横書きで右から「比例：〇分之一」とあり、縮尺が入る。右端には縦書きで「登記号数〇区第〇号」とある（ただし、分段図の正本と異なり、〇の部分が記入されていない）。

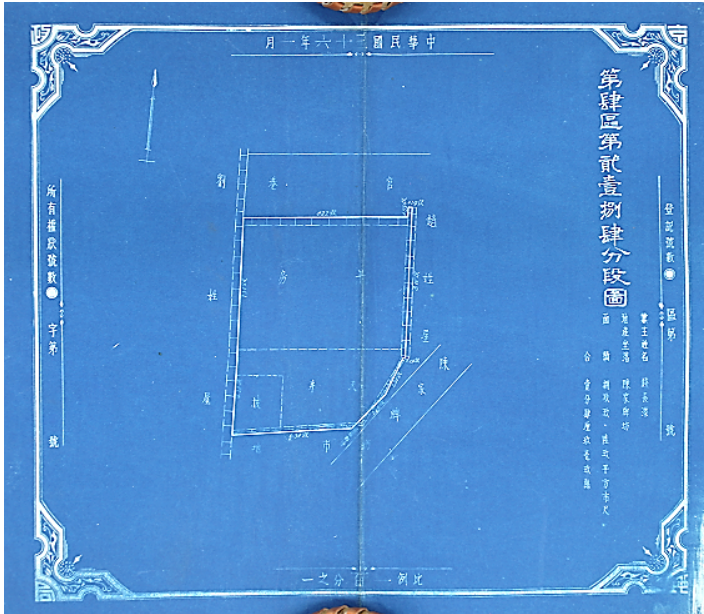


図 4. 分段地籍図

三万枚余り所蔵されている [大坪 2009、p.137／南京市房産档案館 2005、p.14]。なお、ここでの枚数は作製年代から、本稿でいう 1930 年代の「分段図」と戦後の「分段地籍図」の合計と考えられる。

いものが多い)。その隣に、「第肆区第〇〇〇分段図」とあり、その下に四項目の情報が書かれる。そこには、右から「業主姓名／地産坐落／面積（単位は平方市尺）／合（畝数換算の面積）」。

左端には縦書きで、「所有権状号数〇字第〇号」とある（ただし、分段図の正本と異なり、〇の部分が記入されていないものが多い）。図には、境界や建物の種類・長さも書き込まれている。このように「分段地籍図」は、1930年代の「分段図」をほぼ踏襲しているが、一回り小さくなっている。また、境界の描き方が太い実線、建物や壁が細い点線になるなど、一部変更も加えられている。

4. 戸地図にみる南京城内の様子

戸地図には、単なる測量結果だけでなく、様々な情報が書き込まれる。それは、1930～40年代の南京市區の様子を垣間見せるものである。そこで本章では、戸地図に載せられた情報を、2012年12月の南京調査で実見した現存する古民家の状況をふまえて整理することにした。

◆建造物

戸地図中には、測量の結果判明した建造物の大きさと、その種類が記入されている。閲覧した第四区に確認される主な建造物の種類には、平房・楼房・新式平房・新式楼房・草房・白鉄房・水閣（秦淮河沿いのみ）・走廊・木亭・蘆蓆房および披・瓦披（写真1）・鉄披・樓披・白鉄披などがある。また、四合院・公共廁所・井戸（「井」マークが付される）など、特徴的なものも見られる。とりわけ大きな四合院では、業主が必ずしも一人ではなく、一棟の建物を複数名で分割登記している場合が確認される。その際には、共同生活を



写真1. 瓦披



写真2. 門

営むための公共厕所や通行のための私道が作られている²³。また、南京市立病院や崇善堂のような市立機関や民間の団体などの不動産も登記されている²⁴。この他、先述のごとく隣地と区画する壁に門が×印で描かれている。これは、壁をくりぬいて門が作られているためと考えられる（前頁写真2）。門には大門・後門・傍門・太平門（非常口）・臨時門などの種類がある。

このように建造物の種類が詳細に記されていることにより、特徴的な様相を呈する地区の存在が浮かび上がってくる。その一つに、メインストリートの中華路に面した一帯がある²⁵。中華路沿いは、二階以上の建物が多く並んでいるという特徴を持つ。そしてそれらの建物は、板戸やガラス板で中華路に面していて、壁や塀といった境界を示すものが取り払われている。このような建物が作られた目的は、戸地図からは分からないが、壁がないことやガラス板を入れることで、建物に入りやすくなったり、中が見やすくなったりする効果が期待される。また、建物自体も比較的高層である。以上の点から、これらは店舗の可能性があり、古写真などと付き合わせた考察が今後の課題となつてこよう。

◆建造物のない空間と通路

戸地図中に描かれる空間には、建造物のない空地や庭もあり、その利用形態が書き込まれている。主なものに、猪園・廂・天井（中庭）・空院・空地（以上の二つは、どちらも空地）・基地・塘・花園がある。また、測量した土地に隣接する道も一緒に描かれている。この道は、坐落の基準となつたり、土地を区画したりするものである。その種類には、官巷、公道・公巷（共有あるいは共同利用の道や路地）などがある。そして道（側道）によっては、壁で囲んで一つの空間として区切られ、門から一般の道路に出るようになっているものもある²⁶。一方、道路に面していない土地であっても、外に通ずる道は必要である。そのため、他家の庭などに他項権利の一種である通行権（通行地役権）が設定されていることが多い。その際には、地番の異なる戸地図上に通行可能なルートを矢印で図示したうえで、「〇〇（人名）有地役権」と説明書きされている²⁷。

◆土地の仕切り

隣接する土地を区切るものには、道路以外に壁や塀がある。これには既述のように、牆・竹籬・木柵・樹籬・鐵絲網（有刺鉄線）・鉄柵などいくつかの種類があり、境界をなすと同時に、それらがどちらの土地に属するかも決まっている。また、壁の立っている土地と壁

²³ 戸地図中には、敷地内に複数の「天井」や「塘」がある1～数畝の面積を持つ大邸宅で、同姓の業主が多人数で一緒に登記しているものが存在する。これらが何に使われていた建物なのかは、地図に明示されていないが、業主名の輩行が同じで、かつ分割せずに共同所有とされているものが多いことから、祠堂の可能性を指摘できよう。

²⁴ 戸地図は見当たらなかったが、隣の土地の利用形態として、水龍会・石観音・財政部なども確認された。また、隣地を無主地としている例も見られた。

²⁵ 他に、水閣や船着場に出るための私道がならぶ秦淮河沿いがある。

²⁶ このような道は、公巷（共同所有の道）単独で所有権登記されている場合もある。

²⁷ この他、戸地図には抵当権など別の他項権利も記入されている。

の持ち主が違っていたり、壁そのものが上下に分けられて所有者が異なっていたりする場合も見られる。これらの事例から、壁を作る際に、出資者とそれが立てられる土地の所有者が強く意識されていたことが窺える。この他、「滴水」（溝）が境界となっている例もあり、やはりその帰属をめぐる、しばしば争いが起こったようである。

◆分筆

一筆の土地を相続や売却のために分筆する場合には、再度登記がなされる（変更登記）。「分段地籍図」の中には、この分筆前後の戸地図が両方残っている地段が存在する。それには概ね、二つのケースがあるようである。第一は、大邸宅の敷地内に複数の棟が存在し、それらの間に壁や塀があり、その壁や塀に沿って分筆する例である。この場合は大邸宅が、もともと輩行を同じくする一族の共同所有であったり、分筆前後の業主が異なっても、同姓であったりすることが多い。したがって、これらは相続に関係している可能性が高いように思われる。第二は、家が敷地の一部に偏って建てられ、広い空地（もしくは庭）がある例である。この場合は、空地部分を分筆するが、新たに所有権を持つ人物は必ずしも同姓とは限らない。そのため、こちらは売却するため、あるいは抵当権を設定するためであった可能性を指摘できよう。

おわりに

以上、「分段図」「審査用図」「分段地籍図」を中心に、1930～40年代に作製された南京市の戸地図について概観してきた。これらは登記の過程で製図されたものであり、『南京市地籍図』とともに、1930～40年代の南京における土地調査事業や登記の手続きを研究するにあたり、現場レベルの状況をふまえた考察を可能にする貴重な資料と言える。そして、そこに記された豊富なデータは、当時の南京市の様子をも垣間見せるものである。

「分段図」は、所有権状とセットで機能するなど、実際にそれを受け取る者にとっては、土地所有を証明する重要なものである。一方で、戦後の台湾で長らく土地調査事業に関わった後に東京大学に留学された江丙坤博士によると、台湾では既に戸地図は重要でないとのことであった[栗原等 2015]。つまり、第二次世界大戦後のある段階で、戸地図の持つ意味が変化していることになる。そのため、国民政府が台湾に移転して以降、戸地図がどのように扱われたのかを考慮に入れつつ、1930～40年代に大陸で作製された「分段図」「分段地籍図」などの戸地図を活用していくことが、今後の課題となってくるだろう。

参考文献

〈日文〉

大坪慶之 2009「南京市房産档案馆收藏の民国期地政資料について」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』4、pp.136-148。

大坪慶之・片山剛・山本一・荒武達朗

2007「台湾収集の地形図および地籍図について—その分析・活用と資料的価値

一」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』2、pp.121-140。

栗原純（解説）、大坪慶之・田島俊雄（整理・編集）

2015「江丙坤博士に対するインタビュー—『台湾地租改正の研究』（東京大学出版会、1974年）刊行40年—」『中国研究月報』69-3（掲載予定）。

田口宏二郎 2008「南京国民政府時期の土地登記と『他項権利』—国史館蔵『土地他項権利証明書存根』試探—」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』3、pp.9-25。

2009「南京国民政府時期の土地登記と『他項権利』（2）—「抵押権」を中心に—」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』4、pp.45-63。

山本 一 2014「台湾国史館蔵、民国期南京市郊区における青焼きの地籍図について」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』5、pp.124-130。

〈中文〉

鮑德激 1960『土地法要論』三民書局。

李志殷 2003「台湾光復初期土地權利憑証繳驗工作之研究」政治大学修士論文。

南京市房產档案館（編）2005『南京市房產档案館指南』南京市房產档案館。